

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業契約に関する規程（昭和48年9月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

「生駒市水道事業契約に関する規程」を「生駒市水道事業に関する契約の事務」に改め、「（昭和39年4月生駒市規則第6号）」の次に「及び生駒市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則（平成19年3月生駒市規則第10号）の規定」を加え、後段を削る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。